

エコ通勤に取り組む事業所を募集します

(宇都宮市エコ通勤普及促進事業)

募集対象

- 市内事業所または市民を雇用している周辺自治体の事業所。
- 「エコ通勤優良事業所認証」を有している、または取得申請中、申請予定の事業所。
※「エコ通勤優良事業所認証」は、国土交通省及び交通エコロジー・モビリティ財団による公的な認証です。詳細は右記URLをご覧ください。 > <http://www.ecomo.or.jp>
 - ▶ 認証取得にあたりましては、宇都宮市が積極的にお手伝いいたします。
裏面の【お問い合わせ先】までお気軽にご連絡ください。

応募方法

- 「宇都宮市エコ通勤普及促進事業申請書」を裏面の【お問い合わせ先】にデータまたは紙で提出してください。 ※後日、ご担当者様にご連絡いたします。

特典

- バスラッピングによるPR
 - ▶ エコ通勤によって「SDGs」へ貢献する事業所として、市内の路線バス事業者におけるラッピングにより参加事業所名の掲出。(※先着15社に限る)
 - ▶ ラッピングにかかる費用を宇都宮市が負担。



- 宇都宮市 公式ホームページ等でのPR
 - ▶ 宇都宮市 公式ホームページ等において、参加事業所の取組についてPR。
- デジタルサイネージ「COLLEO TOUCH」によるPR
 - ▶ 宇都宮駅にあるデジタルサイネージにおいて、参加事業所名の掲出
- エコ通勤で利用できるtotraの提供
 - ▶ エコ通勤へ新たに参加する従業員へ交通ポイント等を付与したtotra (5,000円相当/枚、1事業所あたり5枚以内)を提供。

その他優遇措置

- 「エコ通勤優良事業所認証取得」が入札参加資格審査の加点項目に。
 - ▶ 対象は、本市に本店を有する事業者
 - ▶ 令和7・8年度建設工事及び建設関連業務委託(コンサル)の入札参加資格審査より適用
 - ※登録申請時に、エコ通勤優良事業所認証の取得が完了していること
(エコ通勤優良事業所認証・登録通知書が手元にある状態)

エコ通勤優良事業所認証取得要件の概要

- 1 エコ通勤の呼びかけ
(以下の ① ~ ④ から1つ以上の取組を実施すること)
 - ① パンフレットやメールの配布
 - ② 公共交通の情報を提供
 - ③ 研修会の実施
 - ④ その他 ()
- 2 エコ通勤を促す通勤制度の実施、自転車通勤の奨励など
(以下の ① ~ ⑬ から1つ以上の取組を実施すること)
 - 【エコ通勤を促す通勤制度の実施】
 - ① マイカー通勤の禁止(一定の条件に限る場合を含む)
 - ② 相乗り制度の導入
 - ③ 時差出勤制度の導入
 - ④ 徒歩通勤者への補助制度の導入
 - 【自転車通勤の奨励】
 - ⑤ 自転車通勤者への補助制度の導入
 - ⑥ 駐輪場の設置
 - ⑦ レンタサイクルの導入
 - ⑧ 自転車通勤者のための更衣室やシャワールームの設置
 - 【駐車場の削減】
 - ⑨ 従業員用駐車場の有料化
 - 【通勤バスの導入】
 - ⑩ 自社所有のバスによる送迎
 - ⑪ バス事業者への運行委託
 - 【在宅勤務制度の導入】
 - ⑫ 在宅勤務制度の導入
 - ⑬ その他 ()

募集期間

令和6年11月～令和7年2月28日 ※バスラッピングPRを希望する場合は、1月31日までに申請してください。
先着で15社限定になります。

【お問い合わせ】 宇都宮市 総合政策部 交通政策課 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL: 028-632-2160 / FAX: 028-632-5426 E-mail: u2015@city.utsunomiya.tochigi.jp